

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行

日本ビズアップ株式会社

〒105-0004

東京都港区新橋 2-20-15 新橋駅前ビル 1 号館 4F

TEL(03)6215-9217 FAX(03)6215-9218

日本独自の経営手法の蓄積急ぐ
米国流イノベーションに危機感

昔からハーバード大学に代表されるビジネススクールに学ぶことは、成功への切符だった。リーマンショックから1年が過ぎた今、日本企業も国内ビジネススクールも「アメリカ式の成功事例」への猛省がある。今後日本式のイノベーションを生むためには、一方的な吸収では日本企業の良さを生かすことにならないからだ。

国内の多くのビジネススクールは、今もアメリカ中心の大企業の経営手法の事例収集を続けている。しかし多くは大企業の成功例に偏り、中小企業が少ない。海外の事例では日本企業と環境が違う、または自社に酷似したようなきめ細かさや身近なテーマが少ない等不満がある。

名古屋市を中心とする中部地区は代表的な製造業の集積地。ここを本部とする名古屋商科大

学院の受講生の3分の1は中小企業の経営層。「イノベーション組織行動論」「戦略管理会計」「経営品質分析」等を2年間に渡り学ぶ。終了課題に受講生の所属企業の問題点を上げてもらい、同時に解決策も自らレポートにまとめる。例えば経営品質分析論では、厳しい経営環境下で他社の好事例を比較し、成功要件を検証する。その過程で互いに徹底議論を重ねて成功要因を導いていく。この結果、受講生は自社に帰り解決策を実現していく。

同大学院の進め方は「生の事例の豊富さ」「独自性」「新鮮な事例で議論し合える」など、身近な事例で経営判断のあり方が学べる、というのが大きな魅力となっている。

役員が会社から土地を購入する場合
「時価」で購入以外には税務上問題

役員が会社から資産を購入する場合には、「時価」で購入した場合以外には税務上問題が生じることになる。

土地の時価は、(1) (路線価によるその土地の相続税評価額) ÷ 0.8 = 時価、(2) (近隣の似たような条件の土地の標準地の公示価格) × (取引対象地の路線価) / (標準地の路線価) = 「1平方メートルあたりの土地の時価」で算定し、それが著しく不合理と認められる場合を除き、税務上も容認されているようだ。

そこで、役員が会社から時価より低い価額で購入した場合、会社側は、税務上その土地は実際の売却価額ではなく、時価で売却したものとして売却損益を計上することになる。時価と実際の売却価額との差額は、その役員へ役員賞与を支給した

ことになり、所得税の源泉徴収義務が生じるとともに、法人税の計算上損金不算入とされる。役員賞与とみなされた額は役員の給与所得として、通常の給与に加算されて所得税が課税される。

一方、役員が会社から時価より高い価額で購入した場合も、会社側は、税務上その土地は実際の売却価額ではなく、時価で売却したものとして売却損益を計上することになる。そして、時価と実際の売却価額との差額は、役員からの受贈益として法人税の計算上益金算入される。

対して役員側は、税務上、その土地は実際の購入価額ではなく、時価で購入したものとして取り扱われる。